

フランス法における 倒産手続の開始と委任の継続

張 子 弦

はじめに

I フランス法の状況

II 判例と学説

III 近時の法改正の動き

IV 若干の検討

結びに代えて

はじめに

破産手続の開始は、破産者に関する実体的法律関係や権利・資格に様々な影響を及ぼす。民法において、「破産手続開始の決定を受けた」ことは、代理権の消滅事由（民法111条1項2号）、委任の終了事由（同法653条2号）とされている。また、「破産」は、後見人、保佐人、後見監督人および遺言執行者の欠格事由（同法847条、852条、876条の2、1009条）でもある。後者の欠格事由は、倒産法において、破産者に対する私法上の資格制限¹

1 枚挙にいとまがないが、持分会社の社員の退社事由（会社法607条5項）、組合員の脱退事由（民法679条）、社会保険労務士の欠格事由（社会保険労務士法5条）にも、破産が含まれている。これらも、破産者に課される資格

と位置付けられており、その効果は免責許可決定を受けると復権によって消滅する。これに対して、破産手続の開始によって終了した委任契約は免責によって原状回復されるわけではない。

破産を委任の当然終了事由とする制度の合理性は批判されてきた²。これは、特に、会社と取締役との関係において問題となる。委任者たる会社が破産した場合、取締役などの役員との間の委任関係は当然に終了としないとした判例がある（最判平成21年4月17日判時2044号74頁）。一方、受任者たる取締役が破産した場合、原則として、取締役は受任者の地位を失うため退任することとなる³が、破産は取締役地位の欠格事由ではない⁴ため、破産債務者が一旦退任してから改めて取締役として再任することが認められている⁵。さらに、倒産法においては、委任が終了したにもかかわらず、受任者が引き続き必要な処分を行った場合の費用と報酬の償還について明文規定がある（破産法57条）。また、契約の終了は委任者または受任者の判断（民法651条1項）に委ねるべきであり、委任が終了しない旨の

制限といえる。

- 2 委任者または受任者が破産した場合に委任を終了させるべき合理的な理由がないとする見解として、以下のものがある。中野貞一郎＝道下徹（編）『基本法コンメンタル破産法』（日本評論社・1989年）94頁〔宮川知法〕、宮川知法『消費者更生の法理論—債務者更生法構想・各論1』（信山社・1997年）92頁、193頁以下、同『破産法論集』（信山社・1999年）91-92頁、中島弘雅『体系倒産法：破産・特別清算』（中央経済社・2007年）270頁、同「委任契約」山本克己＝山本和彦＝瀬戸英雄（編）『新破産法の理論と実務』（判例タイムズ社・2008年）212頁。
- 3 実務においては、破産手続の開始決定と確定証明書に基づいて、取締役の退任登記がなされる。竹下守夫編集代表・上原敏夫ほか（編）『大コンメンタル破産法』（青林書院・2007年）240頁〔三木浩一〕、伊藤真ほか（編）『条解破産法（第3版）』（弘文堂・2020年）463頁を参照。
- 4 旧商法254条ノ2第の廃止により、破産は取締役地位の欠格事由ではなくなった（現行法における取締役資格については、会社法331条を参照）。
- 5 破産によって取締役を退任してから再任することを認めた下級審裁判例として、名古屋高決昭和40年3月24日高民集18巻2号184頁がある。

特約を有効とする見解が有力に主張されている⁶。これらのことからすると、破産手続開始後、委任関係を継続させる必要が生じる場面があると考えられる。平成29年民法（債権関係）改正の審議においては、破産手続開始決定を受けた場合の委任の当然終了を廃止し、受任者または破産管財人に選択権を付与することが提案された⁷。ところが、破産管財人が就任後直ちに委任関係を把握することが困難であるということをも理由⁸に、民法653条2号は現状維持とされた。

日本法では、破産が委任の終了事由とされている理由については、破産手続の開始により委任契約の基礎となる信頼関係が失われたからであると一般に説明されている⁹。さらに突き詰めると、受任者の破産が信頼関係の破壊または財産管理能力の喪失をもたらす理由については、民法の注釈書・体系書では、以下の説明が見受けられる。すなわち、受任者が破産した場合については、信頼の基礎となっていた財産管理能力を受任者が喪失

6 斎藤秀夫＝麻上正信＝林屋礼二（編）『注解破産法（第三版）（上）』（青林書院・1998年）338頁〔吉永順作〕、伊藤真『破産法』（有斐閣・1988年）196頁。また、最近では、委任契約は信頼関係に基づくものであるが、契約当事者の意思への尊重も看過すべきではなく、契約当事者に解除権を付与するという立法論が主張されている。大塚智見「倒産手続開始と役務提供義務の終了」中島弘雅ほか（編）『民法と倒産法の交錯—債権法改正の及ぼす影響』（商事法務・2023年）664頁以下を参照。

7 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』（商事法務・2013年）498-499頁。

8 民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（6）（部会資料72A）18頁。

9 梅謙次郎『民法要義（巻之三）』（復刻版）（有斐閣・1984年）754頁、近江幸治『民法講義V・契約法（第4版）』（成文堂・2022年）261頁、幾代通＝広中俊雄（編）『新版注釈民法（16）債権（7）』（有斐閣・1989年）296頁〔明石三郎〕、など。

すること¹⁰、または、破産が取引の世界からの退場を意味すること¹¹、が理由とされている。これに対して、近時では、破産や後見を死亡と同視する考え方は今では許容されないとも主張されている¹²。

また、倒産法学においては、受任者の破産手続開始を一律に委任契約の当然終了事由とする扱いは、破産者の人格・能力に対する不信に基づく差別規定であるとして、その合理性について批判がなされてきた¹³。破産者の「権利能力」に関しては、民法に明文規定がないことの反対解釈として自然人は破産によって権利能力や行為能力に制限は生じないと解される一方、破産は管理処分権の制限を伴う点で民法上の制限行為能力制度と類似するという見解もある¹⁴。これに対しては、破産手続開始後、破産者の財

10 潮見佳男『新契約各論Ⅱ（法律学の森）』（信山社・2021年）342頁、同『基本講義：債権各論Ⅰ（第4版）』（新世社・2022年）283-284頁、平野裕之『債権各論Ⅰ・契約法』（日本評論社・2018年）396頁。

11 内田貴『民法Ⅱ・債権各論（第3版）』（東京大学出版会・2011年）298-299頁では、後見開始は信頼の基礎となっている受任者の経済的取引の能力を否定するものであるとし、それと並んで破産は「経済取引の世界からの退場」であると位置付けられている。

12 破産手続開始の決定を受けたことを代理権の消滅事由とすることを批判する見解について、大村敦志『民法読解・総則編』（有斐閣・2009年）402頁を参照。そのほかに、日本とドイツの民法典の起草過程に対する分析を踏まえて、委任の終了に関する規律について再検討する必要があると指摘しているものとして、一木孝之「委任者に生じた事情と委任の終了可能性」国学院法学60巻4号（2023年）83頁以下、がある。中田裕康『継続的取引の研究』（有斐閣・2001年）357頁以下は、破産手続の開始と委任契約の終了を直接に取り上げるものではないが、委任の終了に関する旧民法の立法理由が会社更生手続にも妥当するかについて疑問を呈し、終了しない場合の解決策を提示している。

13 麻上正信監修『破産法—実務と理論の問題点—』金融商事判例別冊1（1980年）97頁〔吉永順作〕、宮川・前掲注（2）論集92頁、中島・前掲注（2）212頁参照。

14 小林秀之『破産から新民法がみえる』（日本評論社・2018年）94、96頁。同書90頁以下は、委任に関するものではないが、破産者の権利能力と行為

産に対する管理処分権は一定程度制限されている¹⁵が、破産者の権利能力ないし行為能力は制限されていないとの見解¹⁶が有力に主張されている。

日本法においては、委任終了事由に破産が含まれていることはボワソナード草案に由来するものである¹⁷。ボワソナード草案において、委任終了事由に関する947条3号は、当時のフランス民法典2003条を参照にして提案されたものであった。その立法理由としては、「商人破産や支払不能はそのような状態に陥った者が義務を履行できなくなることをもたらし、これ（このこと）は委任から生じる両当事者の義務をそれ以上延長しない理由となると理解できる。」と付記されている¹⁸。旧民法の起草段階において、梅謙次郎は、前述のボワソナード草案で提示された理由のほか、①契約当事者が破産したとき信用の喪失、②財産上の関係において破産者は殆ど「死亡シタルニ均シク」という二つの理由を付け加えた¹⁹。その後の民法学説はほとんどこの考え方を採用している²⁰。これに鑑みると、前述した破産者の「財産管理能力」を否定する見解は、ボワソナード草案におけ

能力の問題を論じるにあたり、その前提として破産手続開始後の委任の終了が挙げられている。

- 15 財産でないものに関する権限、破産財団に属しない財産に関する権限は破産者に残る。伊藤ほか（編）・前掲注（3）645頁を参照。
- 16 破産手続開始の効果として、破産者の権利能力に影響を及ぼさないと述べているものとして、伊藤眞『破産法・民事再生法（第5版）』（有斐閣・2022年）193頁を参照。
- 17 日本法における委任終了事由の規定は、当初フランス法を範として設けられ、その後ドイツ法を参照しつつ、内容が調整されたものである（山本豊（編）『新注積民法（14）債権7』（有斐閣・2018年）336-337頁〔一木孝之〕を参照）。
- 18 G. Boissonade, *Projet de Code civil pour l'empire de Japon, accompagné d'un commentaire*, T 3, 1888, p.894, n° 782.
- 19 梅・前掲注（9）754頁。
- 20 幾代＝広中・前掲注（9）296頁〔明石三郎〕、山本（編）・前掲注（17）336-337頁〔一木〕。

る「義務を履行できなくなる」という理由との親和性があることから、旧民法の時代から受け継いだ見解であり、従来のフランス法の観点と近似するものと考えることができる²¹。

以上のことからすると、日本法において「破産手続の開始決定を受けたこと」を委任終了事由としたのはフランス法からの影響があったといえる。しかし、その後、フランス法には多くの変化が生じている。フランス民法典2003条も改正の見込みがある（後述Ⅲ参照）。倒産手続開始後の委任継続の可能性を検討するにあたり、フランス法の状況と近時の法改正の動きを確認することが有益と考えられる。破産を委任の終了事由とすることは、現代フランス法の文脈からして疑問の余地がないのか。フランスの裁判実務に大きな変化が生じたとすれば、その背景と理由は何か。これらの問題を究明するために、本稿では、委任終了事由としての「破産」²²に焦点をあてて、フランス民法および倒産法の制度概要と判例・学説を検討する。

以下では、フランス法における清算型倒産手続の開始と委任契約の継続に関する制度の概要（Ⅰ）、その判例・学説（Ⅱ）および、近時の法改正の傾向（Ⅲ）を考察する。その上で、若干の検討を加えて、日本法への示唆を示す（Ⅳ）。最後に、今後の課題を明らかにする（結びに代えて）。

21 フランスでは、倒産法においても、清算型倒産手続の開始によって債務者に生じた様々な権利の喪失は破産者に対する一種の不信（*méfiance*）であるという説明が見られる。François Pérochon, *Entreprises en difficulté*, 10^e éd, LGDJ, 2014, n° 1153, p.509 et s.

22 日本では、平成16年破産法の改正に伴い、委任の終了事由としての「破産」が「破産手続開始の決定を受けたこと」に改められた平成16年法律第76号が、本稿では「破産」と簡明に表記する場合には、「破産手続の開始決定を受けたこと」を意味する。

I. フランス法の状況

フランス民法典(以下「民法典」という。)2003条3号によると、委任者または受任者が支払不能・破産(déconfiture)²³に陥った場合、委任契約が終了する。これに対して、商法の分野においては、1985年1月25日の法律第98号(以下「1985年法」という)²⁴により、進行中の契約継続(continuation des contrats en cours)という原則が導入され、倒産手続開始後の委任の継続と終了に関する規律が変えられている。そこで、以下では、まずフランス法の沿革と制度概要を確かめていく。

1. フランス民法典における委任終了の規定

フランス民法典2003条は、1804年民法典の時代から存在し、近年まで

23 「déconfiture」は、顕著な支払不能(insolvabilité)の状態を指す(Gérard Cornu, *Vocabulaire juridique*, 14^e éd, PUF 2021, p305; Serge Guinchard, Thierry Dehard, *Lexique Juridiques 2020-2021*, 28^e éd, Dalloz 2020, p.332.)。「déconfiture」の訳語について、山口俊夫(編)『フランス法辞典』(東京大学出版会・2002年)144頁および中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典[第3版]』(三省堂・2012年)139頁は「支払不能」と訳している。しかし、後述するように、企業救済手続(procédure de sauvegarde)が開始された場合、民法典2003条3項は適用されない。企業救済手続は、債務者が支払停止(cessation de paiement)に陥る前に利用できるものである。そのため、現行法の下では、「déconfiture」は、「支払不能(insolvabilité)」よりは、むしろ「支払停止」の状態に近いと推察できる。このように考えると、現在の理解における「déconfiture」は、「民法上の破産状態」あるいは「事実上の破産」に相当すると理解することができる。本稿では、日本法との比較を容易にするために、「déconfiture」を「支払不能・破産」と訳す。

24 企業の裁判上の更生と清算に関する1985年1月25日の法律第85-98号(Loi n° 85-98 du 25 janvier 1985 relative au redressement et à la liquidation judiciaire des entreprises)。

ほとんど改正されていない²⁵。現行法規定によれば、以下の五つの事由のうち一つが認められれば、委任が終了する。すなわち、受任者の解任（révocation）（民法典2003条1号）、受任者による委任の放棄（renonciation）（同条2号）、委任者または受任者の死亡、成年後見（tuelle des majeurs）の開始および、支払不能・破産（déconfiture）（同条3号）という五つである。なお、現行法の下で、同条所定の委任終了事由は、当事者の死亡を除き、任意規定と解されている²⁶。

(1) 「déconfiture」の範囲

フランスでは、破産を意味する言葉として「faillite」と「déconfiture」の2つがある。民法典2003条3号における「支払不能・破産（déconfiture）」は、かつては、「faillite」（商人破産）と区別され、商人ではない主体の破

25 2009年5月12日の法律第526号による改正では、委任終了事由から「民事死（mort civile）」が削除された。（現代フランス法においては既に廃止された）民事死は、自然死と区別され、有罪判決などによる私権の喪失であり、生存中に法人格または一般的権利能力の喪失を意味する法律の擬制（fiction juridique）である。

26 フランス民法典2004条では、「委任者は適切と思われる時にいつでも自らの意思によって委任を解除することができる」と定められており、委任を終了するかどうかは契約当事者の判断にゆだねられている。また、将来的保護委任に関しては、フランス民法典483条の3号では、受任者の死亡、保護措置開始（mesure de protection）又は支払不能・破産（déconfiture）という三つが委任の終了事由として定められている。

産を意味するものと理解されていた²⁷。1967年7月13日の法律第563号²⁸は、伝統的な商人破産（faillite）を廃止し、「裁判上の整理（règlement judiciaire）」および「財産上の清算（liquidation des biens）」が設けられた。これに伴い、講学上、「déconfiture」概念は、商法典における倒産手続が開始された場合と区別されるものと解されるようになった²⁹。もともと、1967年法以来、民法典2003条3号所定の支払不能・破産による委任の終了は、法的倒産手続が開始された場合にも適用できると解されている³⁰。破毀院判決³¹においてもこの取り扱いが認められている。ところが、その後、倒産法制が幾度か改正され、現行法の下では、フランスの倒産手続には、「裁判上の清算手続（liquidation judiciaire）」、再建型としての「企業

27 支払不能・破産（déconfiture）は、商法典に定められている集团的債務処理手続と峻別されるものと解されている。この点について言及した邦語文献として、以下のものがある。マリー＝エレヌ・ルノー（著）小梁吉章（訳）「フランス倒産法の歴史：債務者の清算と制裁から債権者を犠牲にした再生へ〈翻訳〉」廣島法學 27巻3号26頁（2004年）脚注1、訳注3、町村泰貴「フランス消費者倒産の実務（上）」商学討究47巻2・3号（1997年）255頁、脚注5。

28 裁判上の整理、財産の清算、個人破産の制裁および破産罪に関する1967年7月13日の法律第563号（Loi n° 67-563 du 13 juillet 1967）は、伝統的な商人破産手続（faillite）を廃止した。1967年法以降、フランスの倒産手続の呼称は「faillite」から「procédures collectives」に改められた。1967年法については、霜島甲一「1967年のフランス倒産立法改革に関する法文の翻訳（1）～（4・完）」法学志林68巻1・2合併号（1971年）25頁以下、68巻3・4合併号（1971年）74頁以下、69巻1号（1971年）69頁以下、72巻1号（1974年）102頁以下が詳しい。

29 1967年法およびその後の改正により、フランス倒産手続の適用範囲は、商人のみならず、農業者、手工業者、個人事業主などにも拡張されている。これに伴い、講学上、「déconfiture」の範囲が縮小された。

30 V. Pierre-Michel Le Corre, *Droit et pratique des procédures collectives*, 2023/2024. 12^e éd, Dalloz 2022, n° 435.611. p.1239.

31 Cass. Com., 20 févr. 1973, n° 71-12.638, P IV. n° 86; Cass. Com., 20 févr. 1973, n° 71-13.288, P IV. n° 87.

救済手続 (sauvegarde) および「裁判上の更生手続 (redressement judiciaire)」などがある³²。現行法の下、これらの法的倒産手続が開始された場合も原則として民法2003条3号を適用できる。ただし、2005年7月26日の法律第845号（以下「2005年法」という）によって創設された企業救済手続 (procédure de sauvegarde) は支払停止に陥る前にも利用できる手続であるため、民法典2003条3号の適用が除外されると解されている³³。

要するに、講学上、「déconfiture」は、商法典に定められている倒産手続と区別される概念であるが、裁判実務においては、商法典に定めている法的倒産手続が開始された場合もそれに含まれる。なお、近年では、「déconfiture」の概念はあいまいで、時代遅れの概念であると批判する見解が多い³⁴。

32 1967年法により、「裁判上の整理」および「財産上の清算」が設けられた。その後、1985年の改正により、フランスの倒産手続が「裁判上の更生」と「裁判上の清算」という二元構造となり、2005年法による改正で「企業救済手続」が創設された。現行法においては、清算型の「裁判上の清算」、再建型の「裁判上の更生」および「企業救済」という三つの法的倒産手続がある。そのほかに、日本法でいうところの倒産ADRに相当する「調停手続」、倒産予防のための事前警告手続 (procédure d'alerte)、ならびに、日本の個人倒産に相当する「過剰債務処理手続」もある。フランス商法典における倒産手続については、マリー＝エレヌ・モンセリエ＝ボン（著）荻野奈緒＝齋藤由起（訳）「フランス倒産法概説（一）～（三・完）」*阪大法学*65巻4号（2015年）157頁、5号（2016年）149頁、6号（2016年）85頁以下、拙稿「フランスの企業倒産手続における経営者責任（1）」*北大法学論集*67巻5号（2017年）127-157頁を参照。

33 P.-M. Le Corre, *supra note* (30), n° 435.611, p.1239.

34 Jacques Raynard, Jean-Baptiste Seube, *Droit de contrats spéciaux*, 10^e éd., LexisNexis 2019, n° 562, p.479; Pascal Rubellin, Le mandat prend fin par « la déconfiture » du mandant, *LEDEN* févr. 2010, n° 2, p.2.

(2) 「déconfiture」の位置づけ

フランス法では、委任関係の消滅（extinction）が生じるのは、大別すれば2つの場合である。第一は、当事者の意思（volonté de parties）に基づき消滅する場合である。第二は、一方当事者に生じた後発的出来事（événement survenant）に起因する場合である。後者の事由はさらに2つに分けられる。1つは、契約当事者の死亡であり、もう1つは契約当事者の身分と能力（l'état et la capacité）に変化が生じた場合である。民法典2003条3号に定められている支払不能・破産は、成年後見と並んで、身分と能力の変化に含まれると解されている³⁵。

支払不能・破産が如何にして当事者の「身分と能力の変化」につながるかについて、フランス民法学においては、破産した債務者の状況が被後見人に似ているからであると考えられる見解があった³⁶。その理由は、倒産手続の開始により当事者が一定の制限を受けられ、委任事務の履行も妨げられる。また、委任契約は人的要素を考慮すべき契約であると位置づけられており、契約の「人的要素（*intuitus personae*）」³⁷に照らせば委任事務が破産となった受任者の代理人によって履行されることは到底考えられないことにあると解されていた³⁸。これに対して、近時は、支払不能・破産を委任

35 Philippe Le Tourneau, *Droit de la responsabilité et des contrats-Régimes d'indemnisation 2023-2024*, 13^e éd, Dalloz 2023, n° 3321.531, p.1779.

36 Alain. Sériaux, *Contrats civils*, PUF 2001, n° 142, p.356.

37 フランス法における「人的要素（*intuitus personae*）」のある契約とは、物ではなく、特に人の能力などを考慮して締結する契約をいう。例えば当座貸越契約や委任契約は、人的要素のある契約と考えられている。詳細は、上井長十「フランス契約法における *intuitus personae*（人的要素の考慮）について—その意義と契約解消における機能について—」法学研究論集17巻（2002年）77頁以下を参照。また、近年では、日本法でも、委任契約に人的要素が含まれていることを理由に破産による委任の終了が説明されることがある。曾野裕夫＝松井和彦＝丸山絵美子『(LEGAL QUEST) 民法Ⅳ・契約』（有斐閣・2021年）358頁を参照。

38 Karl Lafaurie, *La force obligatoire du contrat à l'épreuve des procédures*

の終了事由とする民法典2003条3号の規定はもはや時代遅れのものであるという考えが増えている³⁹。さらに民法典2003条3号と後述する商法典L.641-11-1条などの規定とは矛盾しており、このような立法は特異であるという指摘もある⁴⁰。

また、倒産法学においても、破産と委任の関係を直接に取り上げたものではないが、破産と後見の関係について論じる研究がある。フランス法においては、清算型倒産手続が開始されると、債務者は一定の実体法上の権利および訴権が喪失することとなる。かつては、このような手続開始後に生じた権利喪失の効果（dessaisissement）（以下、「破産失権」という。）⁴¹が民法における「無能力制度」と「後見制度（tutelle）」と類似すると考えられていた⁴²。これに対して、現在では、裁判上の清算手続の開始は、債務者の破産失権につながるが、債務者に何らの無能力（incapacité）の効果ももたらさないと解するのが一般的になっている⁴³。このような倒産法における学説の変容は、近年、清算型倒産手続開始後に生じる債務者の「破産失権」の本質論に関する再検討が活発する中に手掛かりを見つける

d'insolvabilité, LGDJ 2020, n° 82, p.86, note 337.

39 代表的なものとして、以下の研究が挙げられる。J. Raynard, J.-B. Seube, *supra note (34)*, n° 562, p.479, note 34; P. Rubellin, *supra note (34)*, p.2.

40 K. Lafaurie, *supra note (38)*, n° 82, p.86.

41 フランス法における「破産失権」の概念は、若干の相違があるものの、その実体法の側面は、日本法でいうところの債務者の管理処分権の喪失に相当するものと理解することができる。

42 Pascal Rubellin, *Régimes matrimoniaux et procédures collectives*, thèse Strasbourg, 1999, n° 80, p.85; Jocelyne Vallansan, *Le dessaisissement de la personne physique en liquidation judiciaire*, in *Mélanges en l'honneur de Daniel Tricot*, LexisNexis Dalloz 2011, n° 7, p.602; Laurence-Carolin Henry, Philippe Roussel Galle, *Le Dessaisissement*, in *Les grands concepts du droit des entreprises en difficulté*, Dalloz 2019, n° 2, p.33.

43 F. Pérochon, *supra note (21)*, n° 1153, p.509 et s; P.-M Le Corre, *supra note (30)*, n° 552.092, p.1752.

ことができる⁴⁴。いまでは、破産失権は民法における無能力制度や後見制度とは別個の制度であるとする見解⁴⁵が有力となっている。

さらに、支払不能・破産による委任の終了に関する規定（民法典2003条3号）の適用にあたってはいくつかの例外が認められている。まず、判例法理によって、委任者と第三者の共通の利益のために締結された委任契約は、例外として当事者の支払不能・破産によって終了しないとされている⁴⁶。また、商法典においては、特別規定が設けられている（後述 I.2. 参照）。

2. フランス倒産法における進行中の契約継続の原則

フランス商法典（以下、「商法典」のみ記載する場合には、現行法の条文を意味する。）においては、倒産手続開始後の「委任契約」の取扱いについての明文規定はないが、裁判上の清算手続開始後の「進行中の契約継続の原則（principe de continuation des contrats en cours）」が定められ

44 Dessaisissementの概念に対する研究は以前も存在している。Benjamin Ferraiの論文により、この概念に対する研究はふたたび活発化になってきた。Benjamin Ferrai, *Les aspects procéduraux du dessaisissement*, L'Harmattan 2016, n° 16-17, p.34.

45 代表的な研究として、以下のものが挙げられる。Christine Lebel, Le dessaisissement du débiteur soumis à une procédure collective, in *Mélanges en l'Honneur du Professeur Christian Dugas de la Boissonny*, PUN 2008, p.141; Benjamin Ferrai, Dessaisissement et droit des sociétés, in Laurence Caroline Henry (dir.) *Droit des sociétés et procédures collectives*, L'Harmattan 2018, p.27; Benjamin Ferrai, *Le dessaisissement du débiteur en liquidation judiciaire: Contribution à l'étude de la situation du débiteur sous procédure collective*, LGDJ 2021, n° 41 p.37.

46 Cass. civ., 30 juill. 1912, DP 1913, I, 81; Cass. com., 28 mars 1977, n° 75-12.253, P IV, n° 95.

ている⁴⁷（商法典L.641-11-1条1項前段）。この原則によれば、倒産手続開始前に締結された契約は当然に終了することにはならない。進行中の契約継続の原則は、1985年法37条の第5項⁴⁸に設けられたものである⁴⁹。以下では、進行中の契約継続の原則の制度概要、法改正の経緯および適用範囲を確認していくこととした。

(1) 制度の概要

フランス商法典L.641-11-1条1項前段は以下のように定めている⁵⁰：

47 企業救済手続および裁判上の更生手続に関しても、裁判上の清算手続と同様のルールが置かれている（商法典L.622-13条1項、L.631-14条1項）。さらに、2016年3月14日のオルドナンス第301号により、消費者倒産手続においても同様の規律が設けられた（フランス消費法典L.722-11条）。本稿では、清算型倒産手続たる裁判上の清算手続を代表例として説明する。

48 1985年法37条5項は「あらゆる法規定または契約条項にかかわらず、契約の不可分性、解約、解除を専ら裁判上の更生手続の開始という事実のみによって生じさせることはできない。」と定めている。訳文につき、佐藤鉄男＝町村泰貴「1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳（1～（4）」北大法学論集38巻3号（1988年）164頁以下、38巻4号（1988年）440頁以下、39巻1号（1988年）248頁以下、38巻3号（1988年）324頁以下を参考にした。

49 1985年法37条に言及しているものとして、狩野敬子「フランス法における倒産手続と継続中の契約：人的信頼関係に基づく契約」法学政治学論究1号（1989年）161頁、水元宏典「破産および会社更生における未履行双務契約法理の目的—比較法的検討を中心に—（1）（2・完）」法学志林93巻2号（1995年）63頁以下、93巻3号（1996年）69頁以下、同『倒産法における一般実体法の規制原理』（有斐閣・2002年）181頁以下、がある。藤澤治奈「『契約の中の担保』と『物による金融』—フランス法におけるリース契約の倒産法上の取扱を素材として」本郷法政紀要12号（2003年）93頁以下は、2000年法典編纂後の商法典L.621-28条に言及している。岩川隆嗣『双務契約の牽連性と担保の原理』（有斐閣・2020年）354頁は、2005年法による改正後のL.622-13条に言及している。

50 商法典L.641-11-1条における進行中の契約の継続と終了に関する一般のルールは2008年12月18日のオルドナンス1345号の第104条によって設けられている。

「あらゆる法規定または契約条項にかかわらず、裁判上の清算手続の開始という事実のみによって、進行中の契約の不可分性、解除、または解約をもたらすことはできない。」

この進行中の契約継続の原則によれば、倒産手続（企業救済、裁判上の更生、裁判上の清算）の開始のみによっては、現在進行中の契約の不可分性 (*indivisibilité*)、解約 (*résiliation*)⁵¹、解除 (*résolution*) は生じない。倒産手続開始後、契約履行を継続するかどうかの選択権は、清算人などに付与されている（商法典L.641-11-1条2項）。倒産手続が開始された場合において、例外的に進行中の契約が終了するのは、当事者の契約終了に関する黙示的または明示の意思表示により解除または解約されたときである（商法典L.641-11-1条3項、4項）。

(2) 法改正の経緯

進行中の契約継続の原則は、1985年法によって導入されたものである（同法37条5項）。1985年法においては「企業の保護」、「事業と雇用の維持」、「負債の履行」という三つの目標が打ち立てられ、特に債務者企業の再生が重視されている（1985年法1条⁵²、現行商法典L.620-1条によって踏襲）。このような立法趣旨の下、進行中の契約継続の原則は債務者の再建に資する重要な道具として導入された。その制度趣旨は、債務者の清算価値を保持し、弁済原資を維持・増殖することにある⁵³。

51 「*résiliation*」は通常の解除と異なり、2016年債務法改正後、原状回復なく将来に向かって契約の効果を消滅させることを意味することとなっている。日本でいうところの「解約」に近い。この概念には、民法典2003条所定の委任の終了 (*mettre fin*) も含まれている。S. Guinchard, T. Debard, *supra note* (23), p.928.

52 1985年法1条は、手続の目的について、「裁判上の更生手続は、企業の保護、事業と雇用の維持および債務の履行を可能にするために定められる。」と定めている。

53 F. Pérochon, *supra note* (21), n° 691, p.312.

2000年商法典編纂後、1985年法37条5項は、裁判上の更生手続における契約関係処理の規則の一つとして、フランス商法典L.621-28条6項⁵⁴に編入された。その後、経営難の企業に関する2005年法の立法において、進行中の契約継続の原則は企業救済手続において適用されるルールとして商法典L.622-13条の第6項に移され、これと同時に、裁判上の更生手続についてもL.622-13条の準用規定が設けられた（商法典L.631-14条1項⁵⁵）。さらに、2008年12月18日のオルドナンス第1345号⁵⁶（以下、「2008年オルドナンス」という。）においては、進行中の契約継続の原則に関する規定が、企業救済手続において商法典L.622-13条の第6項から第1項に移された。これとともに、裁判上の清算手続においても同様の規律が適用できるように、前述の商法典L.641-11-1条1項が設けられた。

(3) 適用範囲

清算型倒産手続⁵⁷の開始が委任に如何なる影響を与えるかという問題を究明するためには、「進行中の契約継続の原則」の適用範囲が重要となる。以下では、この点に関して、同原則が適用される契約の範囲（ア）と手続の範囲（イ）を確かめる。

54 2000年法典化後の商法典L.621-28条については、藤澤・前掲注(49)を参照。

55 商法典L.631-14条1項は、「一部の規定を除き、L.622-3条～L.622-9条、L.622-6-1条、L.622-13条～L.622-33条の規定は、裁判上の更生手続が開始される場合にも適用されうる」と定めている。

56 経営難の企業の法改革に関する2008年12月18日のオルドナンス第1345号（Ordonnance n° 2008-1345 du 18 décembre 2008 portant réforme du droit des entreprises en difficulté）は、2009年1月1日に施行された。

57 日本では、破産手続開始後の委任終了のみについて明文規定が存在する。それゆえ、倒産手続開始後、委任継続の可否という問題を究明するために、フランス倒産手続の中でも、特に裁判上の清算手続において進行中の契約継続の原則が適用できるかどうかに関する議論を考察する必要がある。

ア、契約の範囲

「進行中の契約（contrats en cours）」⁵⁸の定義に関しては、フランス法に明文規定はない。裁判上の清算手続が開始される前に締結され、倒産手続開始後も継続されている債務者の再生に資するあらゆる契約がこれに含まれると解されている⁵⁹。ただし、労働契約⁶⁰と信託契約⁶¹への適用は明文規定によって排除されている（商法典L.622-13条第6項）。

裁判実務において、進行中の契約の範囲は、継続的契約または未履行の契約に限らず、即時履行の性質を有するにもかかわらず、時間の経過とと

58 「contrats en cours」の訳語としては、「進行中の契約」や「未履行契約」、「継続的契約」がある。フランス法においては、「contrats en cours」は、手続開始後に契約の履行がまだ完了しておらず、あるいは、契約履行の効果が続けている契約のことを意味する。このように、「contrats en cours」の概念は「継続的契約（contrat à exécution successive）」（継続的契約については、中田・前掲注（12）43頁、51頁を参照）とは若干の相違があることが窺われる。継続的契約は「進行中の契約」の一例でもある。用語の混乱を避けるため、本稿では「進行中の契約」という訳を採用。

59 Corinne Saint-Alary-Houin, Marie-Hélène Monsérié-Bon, Caroline Houin-Bressand, *Droit des entreprises*, 13^e éd, LGDJ 2022, n° 611, p.395; François-Xavier Lucas, *Manuel de droit de la faillite*, 4^e éd, PUF 2022, n° 272, p.287; F. Pérochon, *supra note* (21), n° 692, p.313 et s; P-M Le Corre, *supra note* (30), n° 555.141, p.1816.

60 労働契約は、商法典L.622-13条6項により進行中の契約継続の原則の適用範囲から除外されている。これは、労働契約は倒産手続開始後、継続しないというものではなく、労働契約自体が特殊性を有し、（管財人へ選択権の付与を含む）進行中の契約継続の原則の拘束を受けないことを意味している。同条の規定にかかわらず、倒産手続開始後も、労働契約はその効力を維持することができる。

61 商法典L.641条12項1号に従い、裁判上の清算の開始により、債務者が信託契約の設定者であると同時に唯一の受益者であるという極めて稀な事例において、信託契約は当然に終了する。元来、信託契約は、労働契約と同様、進行中の契約継続の原則によって規制されない（商法典L.622-13条6項）。商法典L.641条12項1号はその特例である。

もに契約履行の効果が継続する契約にも拡大されている⁶²。人的要素を有する契約が「進行中の契約」として倒産手続開始後も継続できるかどうかについては、1987年12月8日破毀院商事部判決⁶³（以下、「1987年判決」という。）が、当座貸越契約（*contrat bancaire*）の人的要素を考慮した上で、管財人による契約継続の請求を否定した前審の判断は、1985年法1条および37条1項5項に違反していると判示した。すなわち、1987年判決では、人的要素のある契約に進行中の契約継続の原則を適用できるかについて、肯定の意見が示された。

1987年判決以降、進行中の契約継続原則の適用範囲は拡大されつつある⁶⁴。本稿で取り上げる委任契約も進行中の契約とすることが判例法理によって認められている（後述Ⅱ参照）。

イ、手続の範囲

進行中の契約継続の原則が適用される手続の範囲については、1985年法の立法当時は、裁判上の更生手続⁶⁵においてのみ適用されると定められ

62 Arlette Martin-Serf, *La continuation des contrats*, *RJ com.*, n° spéc. 1992, p.9 et s; Marie-Hélène Monsérié-Bon, *Les contrats dans le redressement et la liquidation judiciaires des entreprises*, Litec, 1994, spéc. n° 413 et s.

63 Cass. com., 8 déc. 1987, n° 87-11501; Bull. civ. IV, n° 266. 1987年12月8日の破毀院商事部判決の詳細については、狩野・前掲注(49) 169頁以下を参照。

64 現在では、当座貸越契約のみならず、ファイナンス・リース契約（*contrat de crédit-bail*）、管理賃貸借契約（*contrat de location-gérance*）、フランチャイズ契約（*contrat de franchise*）、和解契約（*contrat de transaction*）、委任契約（*contrat de mandat*）、会社と福利厚生機構などが締結した労働者のための福利厚生契約（*contrat de prévoyance*）などにも適用されることとなっている。

65 裁判上の更生手続（*redressement judiciaire*）は、債務者が支払停止になった後に利用できる手続であり、債務者と債権者のいずれもその申立てをすることができる（商法典L.631-1条以下を参照）。1985年法37条5項の訳文については、注（48）を参照。

ていた（同法37条5項）。ところが、1989年10月17日の破毀院判決（以下「1989年判決」という）⁶⁶は、反対の規定がない限り、1985年法37条は裁判上の更生と裁判上の清算のいずれにも適用されると判示した。もっとも、1985年法の下では、裁判上の清算は独立の手続ではなく、裁判上の更生手続が終了した後開始されるものとされていた。そのため、1994年6月10日の法律第475号（以下「1994年法」という）⁶⁷による改正で、裁判上の更生手続を経ずに開始される裁判上の清算手続が新設され、このような事業活動の維持（*maintien de l'activité*）がない手続においても、進行中の契約継続の原則が適用されるかという疑問が生じた。この問題に関して、破毀院判決においては同原則が改正後の裁判上の清算手続においても適用されると判示されている⁶⁸。経営難の企業に関する2005年法の立法審議段階においては、事業活動の維持がなく、債務の弁済も中止された場合、裁判上の清算手続において契約の継続を強要する理由はないと指摘された⁶⁹。その結果、2005年法の下では、裁判上の清算において進行中の契約継続の原則が適用されるのは事業活動の維持がある場合に限り解されていた。これに対しては、契約継続原則の適用範囲は、従前の判例法理によって確立された規律を維持すべきであり、裁判上の清算手続における進行中の契約継続の原則の適用は事業活動の維持を前提とする必要はな

66 Cass. com., 17 oct. 1989, n° 88-12.261, P IV, n° 251.

67 1994年6月10日の法律第475号により、債務者が支払停止状態に陥ったことがある限り、裁判所が観察期間なしに裁判上の清算手続を開始することができるという規律が設けられた。V. *Journal officiel*, 11, juin 1994, N° 134, p.8440.

68 枚挙にいとまがないが、この点について言及した破毀院判決としては以下のものが挙げられる。

Cass. com., 22 janv. 2002, n° 99-20.003, NP; *Act. proc. coll.* 2002/8, n° 102; Cass. com., 28 sept. 2004, n° 03-13.803, NP; *Rev. Proc. coll.* 2005/1, p.44, n° 4, obs. Roussel Galle.

69 Rapport n° 2095 par Xavier de Roux, p.370.

いという批判が多く見受けられた⁷⁰。

2008年オールドナンスにおいて商法典L.641-11-1条1項が設けられたことにより、進行中の契約継続の原則が裁判上の清算手続に適用されることは、判例法理にとどまらず、明示的に規定されることとなった。ところが、商法典L.641-11-1条1項には事業継続の要件が設けられておらず、事業活動の維持という要件が必要かどうかの問題は不明のままであった。その後、2009年のデクレ⁷¹で改正された商法典R641-21条4項により、進行中の契約の継続と終了に関する規定は事業活動が継続されているか否かにかかわらず適用されることになった。

3. 小括

前述のとおり、一方当事者が支払不能・破産に陥った場合、委任が終了するという規定はフランス法においてなお残されている。これは、契約当事者の身分と能力の変化によって生じた委任関係の消滅と位置付けられてきた。しかし、倒産法の発展に伴い、債務者の破産（支払不能または倒産手続の開始）が、依然として債務者の能力の変化とみなされるかどうかという疑問が生じた。フランス民法および倒産法の学説は、こうした法の枠組みにおける変化を踏まえ、破産と委任の関係に対する解釈も徐々に調和されつつあるように思われる。

70 Philippe Froehlich et Marc Sénéchal, Du jugement de liquidation judiciaire, *LPA* n° sp. 9 févr.2006, n° 29, p.8 s., sp. p.15; Françoise Pérochon et Régine Bonhomme, *Entreprises en difficulté : instruments de crédit et de paiement*, 7^e éd., LGDJ 2006, n° 418; Philippe Pétel, *Procédures collectives*, 5^e éd., Dalloz 2006, n° 292; Jean-Luc Vallens, *Lamy Droit commercial*, Lamy, 2007, n° 4056.

71 2008年オールドナンスの施行のための2009年2月12日のデクレ第160号の75条。

また、倒産法における進行中の契約継続の原則は、数回の法改正を経て、2008年オールドナンスにより、はじめてすべての倒産手続に適用される一般原則となった。この原則が進行中の委任契約に適用できるのであれば、契約目的が達していない委任契約は倒産手続の開始のみによって終了することにならない。

このように、民法典2003条3号と、倒産法における「進行中の契約継続の原則」の適用上の優劣関係が問題となる。実務においてこの問題は如何に扱われているのだろうか。IIでは、この問題に関して判示した破毀院判例および学説を考察する。

II. 判例と学説

1. 倒産手続の開始と委任終了に関する判例

2008年オールドナンスにより、進行中の契約継続の原則がすべての倒産手続において適用される一般原則となった。このような法改正は、民法典2003条の適用および倒産手続開始後の委任関係に如何なる影響を与えているのか。以下では、2008年オールドナンスによる改正の前後に、倒産手続の開始と委任継続の可否に関して判断がなされた二つの破毀院判例を通して検証する⁷²。

72 倒産手続の開始と委任継続の可否に関する下級審レベルの事例がある。例えば、1985年5月21日パリ控訴裁判所判決（Paris, 3e ch. A, 21 mai 1985）においては、債務者会社が引き受けた委任事務が専門性のあるものであれば、破産管財人が委任契約を継続させることができると判示された。

(1) 2009年12月1日破毀院商事部判決⁷³

事案の概要は、次の通りである。診療所Sは、自由開業医Yから委託を受け、受任者口座と呼ばれている銀行口座（本件口座）を使って社会保障機構からの補助金を受け取っていた。2001年3月21日診療所Sの裁判上の清算手続が開始され、Xは清算人に選任された。裁判上の清算手続においては、本件口座に振り込まれた預金（本件資金）の帰属を明らかにする必要があった。清算人Xは、本件資金が破産債務者の責任財産（積極財産）に属しないと見做し、手続開始によって診療所の経営管理権が奪われた経営者Cに返還した。しかし、その後、Cは本件資金を委任者Yに返還しなかった。その後、自由開業医Yは、清算人Xを被告として訴えを提起した。原審では清算人Xに本件資金の返済を命じたが、清算人はこれを不服として破毀申立をした。

清算人Xの主張は、経営者Cによる横領を予見できなかったというものであった。破毀院は、裁判上の清算手続開始後、民法典2003条3号に従って委任契約は終了し、もはや存在しないため、Xは本件資金を委任者Yに返還すべきであることを理由に、原審判断を適法とし、Xの破毀申立を破棄した。

この判決（以下「2009年判決」という。）では、民法典2003条3号に定められている委任の終了は、裁判上の清算手続が開始された場合にも適用されるということが認められた。

(2) 2017年6月28日破毀院商事部判決⁷⁴

事案の概要は、次の通りである。P社と不動産仲介サービスを提供する

73 Cass. com., 1^{er} déc. 2009, n° 07-21441, D. 2010. AJ 12.

74 Cass. com., 28 juin 2017, n° 15-17394; D. 2017. 1947, obs. F.-X. Lucas; *JCP E* 2017, 1460, n° 5-6, p.18, obs. A. Tehrani; *RPC* mars-avr. 2018, comm. 63, p.38, obs. P. Roussel Galle; *Rev. sociétés.* sept. 2017, obs. L.-C. Henry.

V社との間で、2012年1月7日までに農地の取得を目的とする土地探しに関する委任契約が締結された。2011年4月6日にV社の裁判上の清算手続が開始され、2011年9月30日に主任裁判官がV社の経営権の譲渡を認容した。2011年12月1日、P社はV社が紹介した不動産を購入した。V社の経営権譲渡手続終了後、経営権を譲り受けたX社は、P社に対して委任契約に基づき仲介手数料の支払を請求した。争点は、第一に、受任者たるP社が破産した場合、委任契約が継続するかどうか、第二に、経営権の譲渡とともに委任契約も譲渡されたのか、である。ポワチェ控訴裁判所は、委任契約が手続開始後も継続し、委任契約はX社に譲渡されたとして、X社の支払請求を認めた。P社はポワチェ控訴裁判所の判断に不服があるため、破毀申立をした。

破毀院は、下記の理由に基づいて、原審判決（ポワチェ控訴裁判所）を破棄し、オルレアン控訴裁判所に差し戻した。第一に、委任契約の継続の可否については、破毀院は、民法典2003条3号の規定にかかわらず、商法典L.641-11-1条所定の契約継続の原則が公序（l'ordre public）の性格を有することを考慮し、進行中の契約は裁判上の清算手続の開始のみによっては終了しないと判示した。第二に、委任契約の譲渡に関して、破毀院は別段の定めがない限り、経営権の譲渡は会社の経営に関連する委任契約の譲渡を意味せず、不動産仲介会社の事業譲渡はその専門性に対する信頼に基づいて委託された事務の譲渡を伴わないと判示した。

この判決（以下「2017年判決」という。）は、民法典2003条3号と商法典L.641-11-1条1項などの規定との関係を明確にしたものであり、この点において、先例の価値がある。破毀院判断によれば、商法典L.641-11-1条1項が民法典2003条3号に優先して適用され、委任は裁判上の清算手続の開始のみによっては当然には終了しないこととなる。

2. 学説と判例に対する評価

倒産法における進行中の契約継続の原則が、委任契約に適用されるかどうかという問題に関して、二つの考え方がある⁷⁵。一つ目は、倒産手続が開始されたことを民法上の支払不能・破産と解釈することにより、民法典2003条3号は倒産手続開始後の受任者に適用されるという見解である⁷⁶。この見解によれば、一方当事者の破産による委任の終了は委任契約に内在する一般原則・特徴であるため、倒産手続開始後、契約を継続させるべきではない⁷⁷。二つ目は、委任契約が進行中の契約の一つとして、商法典所定の進行中の契約継続の原則は、民法典2003条3号の例外とする見解である⁷⁸。すなわち、進行中の契約継続の原則が優先して適用されるとする見解である。商法典L.641-11-1条1項における「あらゆる法規定または契約条項にかかわらず」という規定は、同条を優先に適用させる理由となっている。後者の見解によれば、倒産手続の開始のみによって委任の終了をもたらされず、商法典所定の条件の下で継続すべきである。そのように解釈するメリットは、倒産手続開始後、委任契約を継続するかどうかの選択権を当事者（管財人）に残すという点にある。特に事業譲渡の場合、このような選択権は債務者会社にとって非常に有益なものとなりうる。

2009年判決は前者の見解に立っているが、商法典における進行中の契

75 倒産手続開始後、委任が継続できるかどうかについては、フランスでは二つの考え方があると指摘されている。詳細は、Lionel Andreu, *Le contrat de mandat ne prend pas fin du fait de la mise en liquidation du mandataire*, LEDEN n° 09 oct. 2017, n° 110z4, p.4を参照。

76 Pierre-Michel Le Corre, *Droit et pratique des procédures collectives*, Dalloz 2017/2018, n° 435.61. p.1002; F.-X. Lucas, *supra note (59)* n° 272, p.287-288.

77 F.-X. Lucas, *supra note (59)* n° 272, p.287-288.

78 P.-M. Le Corre, *Continuation des contrats en cours, date de naissance des créances et mandat*, D. 2009. Chron. 2172, spéc. 2176.

約継続の原則が考慮されていないと批判されている⁷⁹。2017年判決においては、後者の見解が採用され、進行中の契約継続の原則の適用が認められている。後者の考え方が徐々に支持を集めているようになった。現在、後者を支持する見解は多数を占めているように思われる⁸⁰。

3. 小括

前述の2つの事例では、受任者が破産した場合における委任契約の継続の可否が争われている。2009年判決は、診療所の裁判上の倒産手続において、診療所と自由開業医との間に締結された集金代行業務に関する委任契約の継続が否定され、これによって清算人の送金を間違えた責任が認められた事例である。これに対して、2017年判決は、不動産仲介業者の裁判上の清算手続において、委任の契約期間は満了しておらず、目的も達していない場合、委任契約の継続が認容された事例である。また、2017年判決においては、経営権の譲渡が行われている。このような事案において、委任契約の人的要素は手続開始後の継続を妨げず、委任契約は事業譲渡と同時に譲受会社に移転されるものではないと判示された点は留意すべきであろう。ところが、2009年判決の事実は2008年オールドナンス施行前に発生したものであるのに対し、2017年判決は2008年オールドナンス施行後に下されたものである。この二つの破産院判決から、2008年オールドナンスによる改正の影響を窺うことができる。

また、前述で紹介した2つの学説は、同時期に並行して生まれたもので

79 例えば、P. Rubellin, *supra note* (34), p.2. では、裁判実務により民法典2003条3号は実質上無力化（neutraliser）されたと指摘されている。

80 J. Raynard, J.-B. Seube, *supra note* (34), n° 562, p.479; Sarah Farhi, *Droit des contrats spéciaux*, 5^e éd, Gualino 2023, n° 856; Philippe Le Tourneau (dir), *Droit de la responsabilité et des contrats-Régimes d'indemnisation 2023-2024*, 13^e éd, Dalloz 2023, n° 3321.531, p.1779.

はない。それぞれの見解は、当時の立法や法改正を基に論じられているものである。現在の学説においては、進行中の契約継続の原則が民法典2003条3号の例外とする見解が多い。このことから、立法の変化も学説に一定の影響を与えていることが窺える。

要するに、現行法の下で、原則として、企業救済手続を除き、法的倒産手続が開始されると、委任契約は終了となる。ただし、倒産手続開始後も委任契約が進行中（契約期間が満了しておらず、目的が達成されていない場合には）であれば、倒産手続の開始のみを理由とする委任終了の主張は原則として認められない。

Ⅲ 近時の法改正の動き

現在進められているフランス特殊契約（典型契約）法（Droit des contrats spéciaux）の改正では、民法典2003条の全面的な見直しが行われている。

2017年6月16日に国璽尚書・司法大臣に提出された、アンリ・キャピタン（Henri Capitant）委員会が起草した特殊契約法改正予備草案（avant-projet Capitant）（以下「2017年改正予備草案」という）⁸¹が公表された⁸²。

81 L'Association Henri Capitant, 16 juin 2017, l'avant-projet de réforme du droit des contrats spéciaux. 草案の155条1項によれば、委任者又は受任者が「死亡」または「無能力（incapacité）」となった場合、委任は終了する。

82 L'Association Henri Capitant, *supra note (81)*, p.1-2. その改正の動機は以下の五点にまとめることができる。第一に、判例法の発展にもかかわらず、民法典における特殊契約に関する規定は過去のままであった。これは、成文法システムにおいては不自然なことである。第二に、1804年フランス民法典では少数を占めていた預金契約や委任契約などは経済の発展に従ってますます専門化し、これらの契約の重要性を反映する改正が必要となった。第三に、現行の特殊契約法の規定は、最近現れてきた新しい契約をカバー

役務提供契約の共通規定を設けることが提案された2017年改正予備草案は、その13編1章第155条1項において、「委任は、委任者または受任者の死亡または無能力（incapacité）によって終了する」と定めている⁸³。つまり、現行の委任終了事由から「déconfiture」を削除し、また委任の終了事由については、現行法の「後見（tutelle）」を削除し、無能力に置き換えるという提案である。

2022年7月にフランス司法省によって公表された民法特殊契約法の改正予備草案（avant-projet Chancellerie）（以下「2022年司法省予備草案」という）⁸⁴においても、2017年改正予備草案と同様、「支払不能・破産」という文言が削除されている。具体的には、2022年司法省予備草案2015条において、委任は次に掲げる事由によって終了すると定められている。すなわち、①有期契約の場合、委任事務の遂行が完了したときまたは委任契約の期間が満了したとき（2022年司法省予備草案2015条1項）、②委任者による解任（同条2項）、③（委任者からの合理的な通知があった場合）受任

しきれない。第四に、2016年2月10日のオールドナンス第131号によるフランス債務法改正では、契約法総則が大きく改正された。それに合わせて、特殊契約法についても改正の必要が生じた。最後に、2016年債務法改正と同様、現実的な社会的動機としては、特殊契約は経済交流の発展と安全、ひいては経済の成長にとって極めて重要であるため、特に財の移転や役務の提供に関する特殊契約のルールは、分かりやすく魅力的なものに改正する必要がある。

83 2016年債務法改正後の現行民法典1160条では「代理人の権限は、その者が無能力（incapacité）となり、または禁止（interdiction）を課される場合には、終了する。」と定められている。訳文につき、荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オールドナンスによる民法典の改正」同志社法学69巻1号（2017年）294頁を参照。これと比較してみれば、2017年改正予備草案155条1項は、代理権の消滅事由に関する規定との調和を意図していると推察できる。

84 Avant-projet de Réforme du Droit des Contrats spéciaux, p.56を参照。

https://www.justice.gouv.fr/sites/default/files/migrations/textes/art_pix/avant_projet_brut_juillet2022.pdf（2023年12月閲覧）

者による放棄（同条3項）、④委任者または受任者が自然人である場合はその死亡または保護手続（procédure de protection）⁸⁵の開始（同条4項前段）、⑤委任者又は受任者は法人である場合はその解散（dissolution）（同条4項後段）、という五つである。

「支払不能・破産」が削除される理由については、改正草案においては明示されていないが、自然人の場合、裁判上の清算手続の開始は債務者に何らの無能力の効果をもたらさない近時の学説に照らして、容易に理解できる。法人の場合、委任の終了事由を「解散」にした背景は次の法改正にその手がかりを見出すことができる。経営難の企業に関する2005年法により、商法典L.641-9条2項では、「定款または株主総会の決議に別段の定めがない限り、裁判上の清算手続の開始判決があったとき、在職していた会社役員は留任する」と定められている。このように、会社の裁判上清算手続開始後、会社と委任関係にある取締役などの役員の地位は当然に失われることにはならない。その後、経営難の予防と倒産手続の改革に関する2014年3月12日のオルドナンス第326号の100条により、民法典1844-7条7号に定める会社終了事由は、「裁判上の清算を命じる判決」から「裁判上の清算手続の終了を命じる判決」に改正された（これにより、清算型倒産手続の開始は直ちに会社の終了をもたらさず、会社と役員との間の委任関係も終了しないこととなった。これに伴い、商法典L.641-9条2項の規定も自明なこととなり、削除された。）⁸⁶。以上の改正と統一するために、特殊契約法の改正において「解散」が提案されたと推察できる。

85 ここでいう「保護手続」とは、病気、障害、偶発の事故により、能力が低下し、防御不能な状態に陥った場合に、保護措置を与えるための手続である。

86 日本法においては、破産手続の開始が会社の解散事由とされている（会社法471条）にもかかわらず、破産手続が終了するまで清算の目的の範囲内において法人存続の擬制に関する明文規定が設けられている（破産法35条）。

3. まとめ

以上で紹介した改正案の概要からすると、フランス法においては、「支払不能・破産」が委任の終了事由から削除される見込みがある。2022年司法省予備草案2015条4項によれば、自然人の場合、委任の当然終了は一方当事者の死亡または無能力に限られており、法人の場合の委任終了は会社が解散された場合に限られることとなる。「支払停止・破産 (déconfiture)」という曖昧な概念よりは、「解散」という基準が明確で、自然人の場合の「死亡」という事由とも平仄が合う。

いずれにせよ、今後、「支払不能・破産」または「倒産手続の開始」は委任の当然終了とは無縁になることが窺える。

IV 若干の検討

以上の通り、フランス法において、委任契約は人的要素を考慮すべき契約であると位置づけられている。人的要素のある契約は、契約当事者の能力や信用などに依拠して締結された契約のことを言う。このように、委任契約の特徴に対する理解は、日本法とフランス法とで類似している。ただし、倒産手続開始後の委任契約の取扱いについて、最近のフランス民法や倒産法の学説では、破産は債務者の能力の変化をもたらさないとする傾向が強まっている（前述 I.1 参照）。加えて、商法典に規定されている進行中の契約継続の原則（前述 I.2 参照）および破毀院判決（前述 II 参照）により、民法典2003条3号の適用に例外が設けられている。さらに、最近の改正草案を踏まえると、今後、支払不能・破産による委任の終了が廃止される見込みがある（前述 III 参照）。フランス法におけるこれらの試みから、債務者の事業継続および再生の機会を保護するために、破産によって生じる委任の終了を制限ないし廃止する動きを窺うことができる。

このようなフランス法と比較すると、破産手続の開始により委任を当然に終了させる日本民法653条2号は、現代倒産法の枠組みからはそぐわないように思われる。平成16年改正により、日本の破産法では、経済生活の再生の機会の確保を図るという内容の目的規定が設けられた（破産法1条）。現行法においては、債務者が破産手続の開始決定を受けたとしても、再建型倒産手続などに移行することもあり得る。自然人の債務者は免責許可決定を受ければ復権される。したがって、日本とフランスの倒産法に多くの違いがあるものの、平成16年改正後の日本倒産法と1985年法以降のフランスの倒産法は、債務者再生機会の確保につき、問題意識を共有できると言える。それにもかかわらず、日本法は、未だ破産手続の開始を委任の当然終了事由としている。これは、フランス法に関してみたように、債務者の再生（事業再生）を妨げるおそれがある。以上を踏まえて、破産手続の開始による委任の当然終了を廃止し、原則として継続するように改めることは日本法においても十分考えられる。

結びに代えて

本稿においては、フランス法における倒産手続の開始と委任の継続という問題につき、現行法の状況、判例、学説および法改正の動きを考察した。このようなフランス法の立法経緯と学説の変容は、債務者の救済を支える現代倒産法の文脈においては、破産手続の開始のみによって委任を終了させること、および破産手続の開始と債務者の能力の喪失を結びつけることは、適切ではないということを示している。日本では、会社と取締役との間の委任関係については、破産手続の開始により当然に終了しないとする判例があり、学説も多く展開されている。しかし、そもそも、取締役の場合に限定することなく、委任の終了事由から「破産手続開始の決定を受けたこと」を削除することもあり得る。今後、法改正がなされる場合には、

フランス法が参考になる。

ところが、破産手続の開始と委任の継続の問題について、日本では、民法の学説において、委任契約は信頼関係に基づく契約として、一方当事者の破産は信頼関係の崩壊や義務履行の不能につながるため、委任は終了すべきであるとする見解が多い。このような考えは、かつてのフランス法の観点と近似する。これに対し、倒産法では、破産手続開始後、破産者の権利能力ないし行為能力は制限されないとする考え方が多い。しかしながら、民法でいうところの財産管理能力や取引能力の喪失が、社会一般意義としての「できない」を意味するか、それとも法的概念としての権利能力の喪失を指すのかは明らかでない。このように、民法と倒産法における議論は統一されておらず、疑問がなお残されている。

この問題を解決するためには、破産手続開始後の財産管理処分権の喪失と破産者の能力、信用に関する体系的研究が必要である。そこで、参照に値するのは、フランス倒産法における破産失権と民法上の無能力との関係をめぐる議論である。フランスで破産が債務者の「能力の変更」につながると考えられていたのはなぜか、そして現行法においては破産が契約当事者の「能力の変更」から除外されるようになった理由は何か、破産失権の概念はどのような変遷を経ていまの様子に至ったのか。これらの問題の検討については、今後の課題に譲ることにしたい。

* 本研究は、JSPS 科研費（課題番号：22K13308）および令和5年度民事紛争処理研究基金の助成を受けたものです。